

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 重点措置区域の追加

対象区域	期 間
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、 長崎県、熊本県、宮崎県	1月21日～2月13日まで (24日間)

2 対処方針の主な変更点

項 目	内 容
オミクロン株の発生と感染拡大	・オミクロン株による感染が急速に拡大している状況等を踏まえ、 <u>ワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しない。</u>
職場への出勤等 (都道府県から事業者への働きかけ)	・ <u>国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。</u> (緊急事態措置区域、重点措置区域)